

堺市上下水道局マスコットキャラクター「すいちゃん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市上下水道局（以下「局」という。）が所有するマスコットキャラクター「すいちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、上下水道事業若しくは「すいちゃん」のPR又は公益的活動の推進を目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込書の提出)

第2条 着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申込者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、使用日の1か月前までに上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による申込みは、使用日の6か月前から先着順に受け付けるものとする。

(使用承認基準)

第3条 管理者は、第2条第1項の規定による申込みがあった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 申込者の使用予定日に、既に着ぐるみの使用が予定されているとき。
- (2) 局の名誉を棄損し、又は上下水道事業の運営の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 使用内容が着ぐるみを破損させるおそれのあるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 営利目的の活動に使用するとき
- (7) 公開性又は公共性のない活動に使用するとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めるとき。

2 前項第6号及び第7号の規定にかかわらず、管理者は、その活動が社会貢献活動、地域の活性化事業その他の公益的な目的を有する活動であって、本市のPRに資すると認める場合は、使用を承認するものとする。

(使用承認等の通知)

第4条 管理者は、申込者に対し、前条の規定により使用を承認することが適切と認めるときは、使用日の2週間前を目途に、着ぐるみ「すいちゃん」使用承認通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前条の規定により使用を承認することが不適切と認めるときは、使用日の2週間前を目途に、着ぐるみ「すいちゃん」使用不承認通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として貸出日及び返却日を含めて10日以内とする。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 申込者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『着ぐるみ「すいちゃん」取扱説明書』の内容を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 申込書に記載のイベント等以外には、着ぐるみを使用しないこと。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時には屋外で使用しないこと。
- (7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消等)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、局はその責任を負わない。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当し、又は前条各号のいずれかに違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。

2 管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に、着ぐるみ「すいちゃん」使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、着ぐるみをいかなる場合であっても使用してはならない。

(現状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(使用者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害については、局は一切その責任を負わない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

着ぐるみ「すいちゃん」使用申込書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

堺市上下水道局が定める貸出要綱及び使用条件を遵守し、着ぐるみ「すいちゃん」の借受及び使用を申し込みます。

なお、着ぐるみの使用によって発生した損害・損失について、貴市に補償等の要求は一切致しません。

申込者	団体名	
	代表者名	
	担当者	
	住所（所在地）	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	
イベント名		
イベント内容	※企画書等参考になる資料がありましたら、提出をお願いします。	
参加人数		
会場名（住所）		
利用日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	
貸出希望期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） （原則、イベント実施日の前日に貸出し、終了後速やかに返却（土日、休祝日は除く。）とします。）	
上下水道局 HP への活動写真掲載	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 理由（ ）	

（使用条件）

- 1 営利目的での使用及び着ぐるみの又貸しはしないこと。
 - 2 火気又は危険物の近辺での使用及び雨天時での屋外使用はしないこと。
 - 3 返却前に必ず、破損や汚れがないか確認し、汚れがある場合は汚れを落としてから返却すること。
 - 4 「すいちゃん」取扱説明書の内容をよく理解し、正しく使用すること。
- ※ 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申込者の責任と負担により、補修、クリーニング等を行っていただきます。

様式第2号（第4条関係）

着ぐるみ「すいちゃん」使用承認通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申込みのありました着ぐるみ「すいちゃん」の使用について、次の条件を付して承認します。

イベント名	
会場名(住所)	
利用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (原則、イベント実施日の前日に貸出し、終了後速やかに返却(土日、休祝日は除く。)とします。)

(使用条件)

- 1 営利目的での使用及び着ぐるみの又貸しはしないこと。
 - 2 火気又は危険物の近辺での使用及び雨天時での屋外使用はしないこと。
 - 3 返却前に必ず、破損や汚れがないか確認し、汚れがある場合は汚れを落としてから返却すること。
 - 4 「すいちゃん」取扱説明書の内容をよく理解し、正しく使用すること。
- ※ 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申込者の責任と負担により、補修、クリーニング等を行っていただきます。

様式第3号（第4条関係）

着ぐるみ「すいちゃん」使用不承認通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申込みのありました着ぐるみ「すいちゃん」の使用について、下記の理由により承認しないことを通知します。

記

不承認の理由

堺市上下水道局マスコットキャラクター「すいちゃん」着ぐるみ貸出要綱第3条第1項第 号に該当するため

様式第4号（第8条関係）

着ぐるみ「すいちゃん」使用承認取消通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者

年 月 日付けで承認した着ぐるみ「すいちゃん」の使用について、下記の理由により承認を取り消すことを通知します。

記

取消理由

堺市上下水道局マスコットキャラクター「すいちゃん」着ぐるみ貸出要綱第8条第1項第 号に該当するため